

空き家バンク利用申込書

年 月 日

東松山市長 宛て

申込者 ⑩

東松山市空き家バンク事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解し、下記の事項を承諾の上、要綱第 9 条第 1 項の規定により空き家バンクの利用を申し込みます。

記

- 1 空き家の売買又は賃貸借の交渉については、要綱に基づき市が協定を締結した公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部の会員である宅地建物取引業者（以下「宅地建物取引業者」という。）を通じて行うこと。
- 2 市が、申込者の情報を、1 の協会及び宅地建物取引業者に提供すること。
- 3 申込内容

希 望 物 件	登 録 番 号	
	購入又は賃貸の別	購入 ・ 賃貸
申 込 者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	携 帯 電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	

備考 1 市では、情報の提供や必要に応じて連絡調整等を行いますが、売買又は賃貸借に関する交渉、契約等に関しての媒介は、宅地建物取引業者が行います。なお、媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法等の規定に基づく額の範囲となり、直接宅地建物取引業者にお支払いください。

- 2 東松山市個人情報保護条例（平成 1 7 年東松山市条例第 3 号）の規定の趣旨に基づき、申請に係る個人情報は、この事業の目的以外に利用しません。